

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に係る輸入手続の取扱い等について

平成 17 年 5 月 27 日財関第 673 号
改正 平成 18 年 8 月 31 日財関第 1051 号
改正 平成 29 年 4 月 24 日財関第 570 号
改正 平成 29 年 6 月 30 日財関第 868 号
改正 令和 5 年 10 月 6 日財関第 965 号

標記のことについて、別添のとおり、環境省自然環境局長から依頼があったので、平成 17 年 6 月 1 日からこれにより実施されたい。

別紙

平成 17 年 5 月 26 日環自野発第 050526002 号
改正 平成 18 年 8 月 29 日環自野発第 060829006 号
改正 平成 29 年 4 月 21 日環自野発第 1704214 号
改正 令和 5 年 10 月 6 日環自野発第 2310061 号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行に伴う輸入手続等に関する協力依頼について

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）に基づく外来生物の輸入に関する規制措置が平成 17 年 6 月 1 日から実施されることとなります。

については、外来生物の輸入通関の際における取扱いについては、平成 17 年 6 月 1 日から下記により実施されますようご協力願います。

記

1 外来生物法の施行の趣旨等

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）は、我が国の生態系、人の生命・身体及び農林水産業（以下「生態系等」という。）に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、その飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入、譲渡し等を規制することにより、生態系等に係る被害を防止すること目的とするも

のである。

外来生物法においては、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を「特定外来生物」として指定し（外来生物法第2条第1項）、当該生物の輸入は、飼養等の許可を受けた者以外の者が行うことを禁止している（外来生物法第7条）。また、生態系等に係る被害を及ぼすおそれのあるものである疑いのある外来生物を、「未判定外来生物」として指定し（外来生物法第21条）、当該生物の輸入に際しては、輸入に先立ち、主務大臣に届け出て、その生物が特定外来生物に当たるか否かの判定を受けることを義務づけている。当該判定は当該届出が受理されてから6ヶ月以内に届出者に通知されることとなっており、当該通知を受けた後でなければ、その未判定外来生物を輸入することができない（外来生物法第21条、第22条、第23条）。

さらに、輸入が制限される特定外来生物又は未判定外来生物と外見上容易に区別がつく生物以外の生物については、外国政府機関等により発行された種類名証明書を添付しなければ輸入することができない（外来生物法第25条第1項）。また、この種類名証明書の添付が必要な生物は、主務省令で指定された空港等以外では輸入することができない（外来生物法第25条第2項）。

2 税関への確認依頼事項等

外来生物法の規定に基づき外来生物を輸入しようとする者は、輸入申告に際し、関税法第70条第1項の規定に基づき、外来生物法で定める要件を満たしていることを証明することとなる。輸入者が外来生物の輸入申告に際し、税関に提出又は提示をする書類及び通関の際における取扱いは、以下によることとする。

（注） 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第2号。以下「外来生物法施行規則」という。）第30条に定めるもの以外は、輸入に際し種類名証明書の添付が必要となる。種類名証明書の添付が必要となる外来生物は、特定外来生物及び未判定外来生物として指定される生物を含む科又は属等が指定されている。

(1) 特定外来生物

① 確認する書類

イ 外来生物法第5条に規定する環境大臣の許可を受けたことを証する書類（以下、「飼養等許可証」という。）又は、外来生物法施行規則第4条第9項の規定により交付された飼養等許可証の写し

ロ 外来生物法第25条第1項に規定する生物の種類を証する外国の政府機関により発行された証明書その他外来生物法施行規則第31条に規定する証明書（以下「種類名証明書」という。）

（注）種類名証明書については、後記3参照

② 確認する内容

イ 飼養等許可証に記載されている特定外来生物の名称と種類名証明書に記載され

ている名称が一致していること

ロ 飼養等許可証に飼養等を行うことができる特定外来生物の数量の上限を定めている場合は、輸入貨物の数量がその上限を超えていないこと

③ 確認する書類の取扱い

確認した書類は、記録として税関にて回収し、環境省自然環境局野生生物課に送付願いたい。

(2) 未判定外来生物

未判定外来生物は、輸入に先立ち環境大臣への届出等が必要となる。当該届出の受理は、環境省自然環境局野生生物課が行い、農林水産省及び環境省において判定作業を行うこととなる。

このため、税関においては、未判定外来生物に係る輸入申告があった場合は、輸入者に対し環境大臣への届出が必要であり、環境大臣からの判定結果の通知があるまで輸入ができない旨説明されたい。

実際の法運用では、通知の発出に併せて、未判定外来生物のリストからの削除がなされ、生態系等に被害を及ぼすおそれがある場合は、特定外来生物として政令で指定されることになる。

(3) (1)及び(2)以外の種類名証明書の添付が必要な生物

種類名証明書に記載されている名称により、特定外来生物及び未判定外来生物でないことを確認する。

なお、証明書の種類によっては、種類名は特定せずに特定外来生物又は未判定外来生物のいずれでもない旨の証明がなされている場合もあるが、この場合も有効として取り扱って差し支えない。また、証明書は確認した記録として税関にて回収し、環境省自然環境局野生生物課に送付願いたい

3 種類名証明書として取り扱うことのできる証明書類の範囲等

外国政府機関により発行された証明書以外に認める証明書は、外来生物法施行規則第31条各号で規定している。

(1) 外来生物法以外の法令等の規定に基づき公的機関が発行又は確認する証明書

外来生物法以外の法令等の規定に基づき公的機関が発行又は確認する証明書は、外来生物法施行規則第31条第1号の規定に定めている。

なお、当該証明書の写しを税関に提出する場合は、当該証明書を要求している省庁が原本と相違ない旨の確認を行うものとする。

(2) 海外の発行機関について

外国政府機関以外の海外の発行機関については、主務大臣が外来生物法施行規則第31条第2号又は第3号の規定により告示で定めたものについてのみ有効とする。

(3) 国内発行機関について

輸出国に種類名証明書を発行できる機関が存在しない国も想定されることから、主

務大臣が外来生物法施行規則第 31 条第 4 号の規定により登録した機関により発行された証明書についても対象とする。

なお、この国内発行機関による種類名証明書の発行は、輸入申告に先立ち、輸入者からの求めに応じて国内の発行機関が所要の同定を経て証明書を発行するものであり、輸入申告後の事後的な発行を対象とするものではない。

(4) 植物防疫所による植物の種類名の確認

植物については、農林水産省植物防疫所により、植物防疫法第 6 条第 1 項の規定に基づき提出される外国政府機関が発行した検査証明書を基に、植物について種類名の確認を実施し、外来生物法第 25 条関係の輸入の可否に係る情報について、植物防疫所から税関に書面等をもって連絡がなされる。

また、昆虫類及び陸産貝類のうち、生きているものについては、植物防疫法に基づく権益有害動物が含まれるため、これらに該当する場合は原則として植物防疫所において確認をおこなうよう輸入者を指導願いたい。このうちコガネムシ上科昆虫については、植物防疫所において確認後、植物検疫確認済みの印のある「輸入コガネムシ上科昆虫リスト」が輸入者を通じて税関に提出される。

なお、植物防疫所からの上記連絡では、特定外来生物及び未判定外来生物に係る情報が含まれることもあるが、飼養等許可証の提出等これらに係る輸入手続については、最終的に税関において確認されたい。

4 種類名の同定に関する環境省の体制

税関における確認の際に、現物が種類名証明書に記載されているものとは異なり、特定外来生物又は未判定外来生物である疑いのある場合等、種類名について疑義が生じた場合は、環境省において専門家等による種類名の確認を行うので、当省の担当窓口まで連絡願いたい。

なお、現物確認等が必要となった場合には、当省において職員又は専門家の派遣等を行う。

5 輸入指定港

外来生物法施行規則第 32 条により、同法第 25 条第 2 項の港及び飛行場として、成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、関西国際空港、福岡空港及び鹿児島空港（以下「輸入指定港」という。）を指定している。これらの輸入指定港以外の港又は飛行場では、種類名証明書の添付が必要な生物は輸入することができない。

したがって、これらの輸入指定港において、輸入通関手続を実施できる税関官署は下記に限られる。特例輸入申告等（関税法第 67 条の 19 に規定する輸入申告等をいう。）については、実際に輸入を行う輸入指定港以外の輸入指定港の税関官署においても輸入通関手続が可能である。これら以外の税関官署では外来生物法に基づく種類名証明書の添付が必要な生物の輸入通関手続は実施できない

なお、外来生物法の「輸入」とは、関税法第 2 条における「輸入」と同じであり、輸

入指定港以外に到着した外来生物については、保税運送させ、次の税関官署において輸入手続をとることは可能であるが、運送途上において外来生物が逸出することのないよう輸入者に指導願いたい。

- 【成田空港】 東京税関成田税関支署
東京税関成田航空貨物出張所
- 【関西空港】 大阪税関関西空港税関支署
- 【中部空港】 名古屋税関中部空港税関支署
- 【福岡空港】 門司税関福岡空港税関支署
- 【鹿児島空港】 長崎税関鹿児島税関支署鹿児島空港出張所

6 輸入不可生物の取扱い

外来生物法の規定を充足せず、輸入が認められなかったために任意放棄された場合は、環境省において当該生物を引き取ることとするので、当省の担当窓口まで連絡願いたい。

なお、当該生物がワシントン条約附属書掲載種に該当する場合には、当省と経済産業省との間で所要の調整を実施するので、ワシントン条約対象種が含まれる事実についても連絡願いたい。

7 その他

外来生物法に基づく輸入制限の実施等に関し、海外旅行者、通関業者、関係団体等に対する普及啓発について協力を願いたい。